

宮崎県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要領

令和5年8月15日
宮崎県農政水産部
畜産局家畜防疫対策課

(目的)

第1条 この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定により公表された豚熱に関する特定家畜伝染病予防指針（以下「指針」という。）に基づく豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種に係り、県が開催する登録飼養衛生管理者研修会に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 研修の対象者は、指針留意事項13に規定する認定農場の登録飼養衛生管理者として、家畜防疫員又は指針留意事項12に規定する知事認定獣医師の管理の下、ワクチン接種を実施する必要がある者（以下、「研修生」という。）とする。

(開催方法及び内容)

第3条 本研修会は、研修生がワクチンを適切に実施するために必要な知識及び技術の習得並びに向上を図ることを目的とし、県は、研修生が必ず事前に参加できるよう開催時期及び場所に留意しながら研修会の実地開催を計画する。なお、研修会の内容は、指針留意事項13の別紙2の登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱（以下「要綱」という。）3の(3)に従う。ただし、他都道府県で要綱に基づく研修を修了し、修了証の交付を受けている者に対しては、一部の研修事項について受講を免除することができる。

(研修の受講申請)

第4条 研修の受講を希望する研修生は、豚熱ワクチン接種のための研修会受講申請書（様式1）に必要事項を記入し、研修会を開催する家畜保健衛生所へ申請を行う。

(研修の修了及び登録)

第5条 県は、研修生が第3条の研修内容を修了したと認める場合、申請を行った家畜保健衛生所から修了証（様式2）を交付する。なお、研修生が他都道府県から修了証の交付を受けており、かつ、研修事項について十分習熟していると判断した場合、一部の研修事項の受講を免除し、オンライン開催や資料等の提供による研修によって、第3条の研修内容を修了したと認める。

2 県は、修了証の交付を受けた者が、ワクチン接種の適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断した場合、県で作成する登録飼養衛生管理者名簿に登録する。

- 3 県が第2項の登録飼養衛生管理者名簿に記載する内容は、次の各号に掲げる項目とする。
 - (1) 研修会の修了番号及び修了年月日
 - (2) 住所、氏名、生年月日
 - (3) 登録飼養衛生管理者として従事する県内の農場名及び住所
 - (4) 登録飼養衛生管理者として従事する県外の農場名及び住所
 - (5) 本研修会の最終受講年月日
- 4 登録飼養衛生管理者は、第3項の第1号から4号に係る名簿の記載事項に変更が生じた場合、登録事項変更届(様式3)に該当する変更事項を記載し、認定農場を管轄する家畜保健衛生所へ速やかに届け出なければならない。県は、届出を受けた変更箇所を確認し、名簿を修正する。
- 5 登録飼養衛生管理者が要綱7の規定に該当する場合であって、県の指導による改善が認められない場合は、県は、第2項の名簿から除外するとともに、当該者から修了証を返納させる。なお、名簿から除外された時点で、修了証は失効するものとする。
- 6 県は、第5項により名簿から除外された者が他都道府県の農場において登録飼養衛生管理者として従事している場合は、当該都道府県へ報告する。

(登録後のフォローアップ研修の開催)

- 第6条 県は、登録飼養衛生管理者が必要な知識及び技術の維持並びに向上を目的として、原則として年1回以上のフォローアップ研修を実地開催する。
- 2 登録飼養衛生管理者は、第1項による研修を原則として年1回以上受講する。
 - 3 第1項の研修の内容は、第3条に準じるものとする。ただし、一部の研修事項について、登録飼養衛生管理者が十分に理解及び習熟していることを県が確認した場合には、当該事項について受講を免除することができる。
 - 4 県は、フォローアップ研修を実施するに当たり、登録飼養衛生管理者の研修内容に対する習熟度等を勘案し、オンライン開催や資料等の提供による研修によって、必要な知識及び技術の習得、維持並びに向上を図ることができると判断できる場合においては、これに代えることができる。

(フォローアップ研修の受講等)

- 第7条 登録飼養衛生管理者がフォローアップ研修を受講する場合は、様式2-1に必要事項を記入し、従事する認定農場を管轄する家畜保健衛生所へ申請を行う。
- 2 県は、登録飼養衛生管理者がフォローアップ研修を受講した場合は、登録飼養衛生管理者名簿における当該者の最終受講年月日の項目を変更する。

附 則

この要領は令和5年8月14日から施行する。